

(世帯に小学校以上のきょうだい児がおり、0～2歳児クラスの入所申し込みの場合提出必要)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

宮若市長 様

宮若市多子世帯利用者負担額減免申請書

宮若市多子世帯利用者負担額減免事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 対象児童

(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	保育所(園)名
	年 月 日生		
	年 月 日生		
	年 月 日生		

※ 年齢については、当該年度の4月1日現在の年齢を記入してください。

2. 対象児童の世帯の状況

氏名	入所児童との続柄	生年月日	年齢	備考
第1子		年 月 日生		
第2子		年 月 日生		
第3子		年 月 日生		
第4子		年 月 日生		
第5子		年 月 日生		

※ 年齢については、該当年度の4月1日現在の年齢を記入してください。

3. 添付書類

住民票を別にしてある児童がいる場合は、その世帯全員の住民票

その他宮若市長が必要と認める書類

多子世帯利用者負担額減免に関して、申請者及び世帯員の住民基本台帳及び市税等関係情報について、宮若市長が調査することに同意します。

申請者	住所	宮若市		
	氏名	〒	電話	

利用者負担額還付口座振込依頼書（どちらかに☑をお願いいたします。）

児童手当振込先口座への還付（通帳の写しの添付及び下記口座の記載は不要です）

その他の口座への還付（通帳の写しを添付してください）

※太枠内については、その他の口座への還付を希望の場合のみご記入ください。

対象者	住 所	郵便番号（ ）		
	氏 名	(フリガナ)		
連 絡 先				
指定口座	金融機関名		支 店 名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)		

<還付について>

多子減免制度に該当する場合であっても、申請書の審査状況等により、一旦、減免前の利用者負担額（利用者負担額）を納付していただく場合があります。

年度当初から減免が決定された場合は、4月に遡り利用者負担額（利用者負担額）の差額分を還付いたします。

<減免却下になった場合>

滞納等により減免却下された場合は、滞納を完納された月の翌月分から減免対象となります。

減免の適用は、申請された翌月から減免開始となります。一度却下されましたら再度申請が必要ですのでご注意ください。

※市役所から保護者へ滞納状況についてのお知らせは行っておりません。滞納状況は必ずご自身でご確認ください。

※3月31日までに市税等の納付が確認できた場合に限り、減免が適用されます。4月1日以降に市税等の滞納を納入された場合は、完納された翌月分からの適用となりますのでご注意ください。なお、コンビニでお支払になられた場合は入金確認できるまでに2週間程度要する為、口座引落しを推奨します。